

兵高教組 2020年3月2日 調査情報 29号

兵庫県高等学校教職員組合調査部
TEL : 078-341-6745 FAX : 078-351-3185
URL : <http://www.hyogo-kokyoso.com>
mail : honbu@hyogo-kokyoso.com

今年度末で再任用を満了される方に 雇用保険の「高年齢求職者給付金」が支給される場合があります 退職時に事務室から離職票を交付してもらい、手続きしましょう

お知らせ

今年度末に再任用を満了される方、長い間のお勤め、お疲れ様でした。4月から、ちょっとゆっくりされる方、新しい仕事に向かわれる方と人それぞれですが、時間講師程度はするが、(雇用保険に加入するような)本格的な仕事をされない方にとっては、ちょっと耳寄りの情報です。再任用時に加入していた雇用保険から、「高年齢求職者給付金」という一時金が支給される場合があります。金額は教員でフルタイムだった人なら約30万円、短時間だった人なら約23万円ぐらいで、人によってちがいますが、おおよそ任意継続の一年間の健康保険料程度です。

65歳未満の「基本手当」と 65歳以上の「高年齢求職者給付金」の違い

雇用保険の被保険者は4種類あり65歳以上は「高年齢被保険者」と言います。再任用を始めたときは、65歳未満でしたので「一般被保険者」でした。「一般被保険者」が失業したときは、要件を満たせば雇用保険の「基本手当」(雇用保険の加入期間に応じて90日分とか150日分とか)が支給されます。ただし、特別支給や繰上げ支給の老齢厚生年金の65歳未満の受給者が、「基本手当」を支給される場合は、「基本手当」が優先支給され、その間、老齢厚生年金は「全額支給停止」となります。だから、65歳未満の再任用満了前に失業しても、老齢厚生年金が支給されていれば、雇用保険の「基本手当」を支給申請してもしなくても同じことになるので、雇用保険は「掛け捨て」(使えない)と認識されていました。

しかし、再任用満了の65歳以上は「高年齢被保険者」となり、その者が失業した場合は、「基本手当」ではなく、要件を満たせば「高年齢求職者給付金」が支給されます。この「給付金」は一時金として支給され、「年金との調整」という名の「年金支給停止」がありません。

「高年齢求職者給付金」の支給要件

では、「高年齢求職者給付金」の支給要件とは、どんなものでしょうか。

- ①離職の日以前1年間に被保険者期間(算定対象期間)が通算して6ヶ月以上であったとき
- ②支給額は、
算定対象期間が1年未満なら
基本手当日額の30日分相当額
算定対象期間が1年以上なら
基本手当日額の50日分相当額
- ③受給手続きは、
1) 離職の日から1年を経過する日(受給期限日)までに、自分の住んでいるところを管轄する公共職業安定所に出頭し、「離職票」を提出して「求職の申込み」をすることにより、「高年齢受給資格の決定」を受けます。
2) その決定を受けた高年齢受給資格者は、公共職業安定所の指定する「失業の認定日」に出頭し、「失業の認定」を受けることにより、「高年齢求職者給付金」の支給を受けることになります。

- 3) 「高年齢求職者給付金」は、「失業の認定日」において「失業の状態」にあれば支給され、その翌日から就職したとしても返還する必要はありません。
ちなみに、4月以降に時間講師として勤めていても、「失業の状態」とみなしてくれます。
- 4) なお、支給回数に制限はなく、要件を満たせば何度でも支給されます。
- 5) 「高年齢求職者給付金」は一時金であるため一回限りで、したがって「失業の認定」も1回のみとなります。
- 6) 「離職票」は、労働者の申し出があれば、事業所には交付する義務があります。正確には、事業所がハローワークに離職証明書を提出し、ハローワークから交付される「離職票」を事業所経由で労働者に渡すことになっています。学校事務室に申し出ておいて、交付してもらいましょう。
- 7) この給付金の受給期限は離職から1年以内ですから、遅くとも2021.1.31までには、受給手続きをした方がよいでしょう。
- 8) 詳しくは、ハローワークの窓口や、厚生労働省のホームページでご確認ください。
- 9) ちなみに、再任用満了年度は、雇用保険料が免除される特例がありましたので、保険料を支払っていなかったと思いますが「高年齢被保険者」です。

事務室に「離職票」の交付を依頼しておきましょう

高教組は、2019年度の賃金権利確定交渉で、県教委に対し、すべての再任用満了者に対して、事務室から「離職票」を交付するようにしてほしい、と要求していました。しかし、「そうします」という回答はありませんでした。ハローワークに提出する離職証明書には離職前の賃金を12カ月分記入する欄があり、記載が煩雑で、事務室の仕事が増えることを危惧されたのでしょうか。そこで、高教組として、再任用を満了される方を対象として、このような形で情報提供した次第です。活用されることを願っています。

【参考】支給額計算式(2019年度の場合)

賃金日額(A)
離職前6か月の給料総額(一時金を除く) ÷ 180日

基本手当日額(B)
 $0.8 \times A - 0.3 \times \{ (A - 4970 \text{円}) \div 7240 \} \times A$

支給額

B × 50日 または B × 30日



調査情報 No.28 「臨時的任用職員の『空白の一日』は廃止されています」についての訂正とお詫び

2月22日付調査情報 No.28において、一部に誤りがありましたので、以下のように訂正いたします。申し訳ありませんでした。

「臨時的任用職員の『空白の一日』は廃止されています」の中で、

これまでの厚生年金の引き去り→翌月引き落とし
新たな共済組合の引き去り→同月引き落とし
※2020年4月は、3月の厚生年金と4月の共済組合と両方が賃金より引き落とされます。



訂正(下線部分が修正・加筆箇所)

これまでの厚生年金等の引き去り → 翌月引き落とし
ただし3月については、2,3月分を合わせて引き落とし
新たな共済組合の引き去り → 同月引き落とし
※2020年3月は、2,3月分引き落とし
※2020年4月は、4月分引き落とし
※2021年3月は、3月分のみ引き落とし
これが基本形ですが、異なる場合もあります。詳しくは事務室で確認してください。

労働者のための制度を有効に活用しましょう。労働者のための制度を拡充させましょう。あなたも高教組へ!